

○東海市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

水道事業管理規程第1号

改正 平成11年3月31日水管規程第1号

平成14年12月25日水管規程第4号

平成16年3月30日水管規程第1号

平成24年3月28日水管規程第1号

東海市水道事業給水条例施行規程（昭和44年東海市水道事業管理規程第10号）
の全部を改正する。

東海市水道事業給水条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東海市水道事業給水条例（平成10年東海市条例第17号。以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の新設等の申込み）

第2条 条例第5条の規定に基づく承認を受けようとする者は、給水装置新設等兼給水契約申込書に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- （1） 付近見取図
- （2） 土地の公図又は整理図
- （3） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による確認済証の写し又は建築確認申請の事実を確認できる書類（建物の新築、改築又は増築を伴うときに限る。）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（新設等の費用負担）

第3条 条例第6条ただし書の規定により市が負担する費用及びその額は、次のとおりとする。

- （1） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行区域に給水するため、当該区域内の道路に布設をする給水管（各戸取出管を除く。以下同じ。）の当該布設に要する費用 当該給水管の布設に要する費用に100分の30を乗じて得た額

(2) 市街化区域（管理者が必要と認める市街化調整区域を含む。）内の住宅に給水するため公道に布設をする給水管の当該布設に要する費用 次に掲げる場合に応じ、次に定める額

ア 将来の需要の増大を考慮して、給水管の口径を増大する必要があるため管理者がその都度指定する口径の給水管の布設をする場合 当該給水管の布設に要する費用に100分の70を乗じて得た額

イ ア以外の場合 当該給水管の布設に要する費用に100分の30を乗じて得た額

2 前項第1号の費用を市が負担する場合は、仮換地の指定後の全区画（既に給水契約の申込みをしている区画及び管理者が過小宅地と認める区画を除く。）について当該土地区画整理事業の施行者が一括して給水契約の申込みをした場合とする。ただし、当該土地区画整理事業の遂行状況により、一括して給水契約の申込みをすることが困難であると管理者が認めたときは、この限りでない。

（給水契約の申込み）

第4条 条例第13条の規定に基づく承認を受けようとする者は、給水装置新設等兼給水契約申込書（一時使用をする場合にあつては、一時使用給水契約申込書）に管理者が必要と認める書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

（メーターの設置位置）

第5条 条例第16条第2項の規定により管理者が定めるメーターの設置位置は、公道等と宅地との境界から宅地側へ1.5メートル以内で、メーターの点検が容易である場所とする。ただし、管理者が1.5メートル以内の場所に設置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

（概算料金の前納）

第6条 条例第28条第1項の規定により管理者が定める概算料金の額は、管理者が推定する使用水量に一時使用の従量料金の単価を乗じて得た額とする。

（適合確認の申請）

第7条 条例第32条第3項の規定に基づき確認を受けようとする者は、給水装置構造材質基準適合確認申請書に管理者が必要と認める書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の基準及び検査）

第8条 条例第36条第2項に規定する管理の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第36条第2項に規定する検査は、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味について並びに残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に作成されている用紙で残量のあるものについては、改正後の東海市給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成11年水管規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年水管規程第4号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年水管規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。